

一般競争入札公告

(沖縄県中部土木事務所)

沖縄県中部土木事務所が発注する車両の賃貸借契約について、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

なお、本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約である。

令和6年4月10日

沖縄県中部土木事務所長 上原 智泰

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名：業務用自動車賃貸借契約（R6-3）
- (2) 契約の内容：仕様書及び入札説明書で定める内容によること。
- (3) 契約期間：令和6年7月1日から令和12年6月30日まで（72ヶ月）
- (4) 使用の本拠地又は保管場所：沖縄県中部土木事務所
沖縄県沖縄市美原1-6-34
- (5) その他：本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約の一部又は全部を解除する。

2 一般競争入札参加資格要件

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 沖縄県内において本社または支社、支店、営業所等を有すること
 - イ 過去2年以内に官公庁と同等規模の車両賃貸借契約の実績を有すること
 - ウ 車両の故障時等緊急時に迅速に対応できること
- (2) 一般競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
 - イ 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者

- ウ 会社更生法に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く）
- エ 次に掲げる者に該当する者
 - (ア) 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
 - (イ) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - (ウ) 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがあるもの
- オ 県税に関し滞納がある者

3 入札参加資格の申請方法等

(1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を（2）に掲げる場所に直接提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

申請書等の諸様式は、沖縄県公式ホームページに掲載する

- ア 競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ウ 過去2年以内において官公庁と同等規模の車両賃貸借契約実績を証する書類（第4号様式（その2））

(2) 申請期間、提出場所及び問い合わせ先

ア 期間：公告の日から令和6年4月18日（木曜日）まで
（土曜日、日曜日および祝祭日を除く）

イ 時間：午前9時から午後4時まで
（最終日の令和6年4月18日（木曜日）は午後2時まで）

ウ 場所及び問い合わせ先：沖縄県中部土木事務所 庶務班
〒904-2155 沖縄市美原1-6-34
電話番号（098）894-6510
FAX番号（098）937-2510

4 資格審査結果の通知

資格審査結果は、令和6年4月22日（月曜日）までに通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

6 入札参加資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号または名称（営業所の名称を含む）
- (2) 住所または所在地
- (3) 氏名（法人にあつては代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては資本金
- (6) 電話番号・FAX番号

7 資格の取り消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が前述「2（2）一般競争入札に参加することができない者」に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消しまたはその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

8 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時：令和6年4月24日（水曜日）午後1時半
- (2) 場所：沖縄県中部合同庁舎4階 入札室

9 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の（2）ア又はイいずれかに該当するときは、入札保証金の納付を免除することができる。

(1) 入札保証金を納付する場合

- ア 入札保証金を納付する者は、令和6年4月17日（水曜日）午後4時までに入札保証金納付書発行依頼書を提出すること。
- イ 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積る契約金額（消費税込み）の100分の5以上とする。
- ウ 入札保証金は一括して納付することとし、その額は、再度入札の場合も想定して不足とならないようにすること。
- エ 入札保証金の納付にあたっては、前述「ア」により沖縄県の発行する納付書を使用して金融機関で現金を納付し、領収書の写しを前述「8（1）」の日時まで提出すること。

(2) 入札保証金の免除

入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の免除を受けることができる。免除を受ける者は、令和6年4月17日（水曜日）午後4時までに下記の内容を証明する書類を沖縄県に提出すること。

ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合（第4号様式（その2））。

(3) 入札保証金の還付

入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

(4) 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

11 入札に関する質問

疑義がある場合は、質問票に質問事項を記載の上以下のとおり提出する。

なお、質疑事項がなければ提出不要とする。

(1) 疑義照会

期限：令和6年4月16日（火曜日）午後4時

方法：質問票（第6号様式）を前述「3（2）ウ場所及び問い合わせ先」にFAXで提出すること。

(2) 疑義照会に対する回答

期限：令和6年4月18日（木曜日）

方法：沖縄県公式ホームページの当該入札公告ページに掲載する。

12 その他

当該公告等に定めがない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。

13 掲載様式

- 第1号様式 競争入札参加資格確認申請書
- 第2号様式 入札保証金納付書発行依頼書
- 第3号様式 債務者登録票
- 第4号様式 入札保証金免除申請書
- 第4号様式（その2） 同種・同規模契約の実績
- 第5号様式 入札辞退届
- 第6号様式 質問書
- 第7号様式 委任状
- 第8号様式 入札書